

— 御 利 用 に あ た り —

1. 調査の目的 工業統計調査は、製造業の実態を明らかにすることを目的とする。
2. 調査の根拠 工業統計調査は、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される「指定統計調査（指定統計第10号）」である。
3. 調査の期日 平成5年12月31日現在
4. 調査の範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。
5. 調査の種類 甲調査 …… 従業者30人以上の事業所を対象
乙調査 …… 従業者29人以下の事業所を対象
6. 調査の方法 この調査は、自計申告によるもので調査票の配布並びに収集は、知事が任命する工業統計調査員が行った。
7. 集計の内容 平成5年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」を集計したものである。
8. 産業中分類の略称 結果概要の中で産業分類（業種）を次のように略した。

○12 食料品製造業	……………	〈食 料 品〉	〈食 料〉
○13 飲料・飼料・たばこ製造業	……………	〈飲 料 ・ 飼 料〉	〈飲 料〉
○14 繊維工業	……………	〈繊 維〉	〈繊 維〉
○15 衣服・その他の繊維製品製造業	……………	〈衣 服〉	〈衣 服〉
◎16 木材・木製品製造業	……………	〈木 材 ・ 木 製 品〉	〈木 材〉
○17 家具・装備品製造業	……………	〈家 具 ・ 装 備 品〉	〈家 具〉
◎18 パルプ・紙・紙加工品製造業	……………	〈パ ル プ ・ 紙〉	〈 紙 〉
○19 出版・印刷・同関連産業	……………	〈出 版 ・ 印 刷〉	〈印 刷〉
◎20 化学工業	……………	〈化 学〉	〈化 学〉
◎21 石油製品・石炭製品製造業	……………	〈石 油 ・ 石 炭〉	〈石 油〉
◎22 プラスチック製品製造業	……………	〈プ ラ ス チ ッ ク 製 品〉	〈 プ ラ ス チ ッ ク 〉
◎23 ゴム製品製造業	……………	〈ゴ ム 製 品〉	〈ゴ ム〉
○24 なめし革・同製品・毛皮製造業	……………	〈皮 革〉	〈皮 革〉
◎25 窯業・土石製品製造業	……………	〈窯 業 ・ 土 石〉	〈窯 業〉
◎26 鉄鋼業	……………	〈鉄 鋼〉	〈鉄 鋼〉
◎27 非鉄金属製造業	……………	〈非 鉄 金 属〉	〈非 鉄 属〉
◎28 金属製品製造業	……………	〈金 属 製 品〉	〈金 属 属〉
★29 一般機械器具製造業	……………	〈一 般 機 械 器 具〉	〈機 械〉
★30 電気機械器具製造業	……………	〈電 気 機 械 器 具〉	〈電 気 属〉
★31 輸送用機械器具製造業	……………	〈輸 送 用 機 械 器 具〉	〈輸 送 属〉
★32 精密機械器具製造業	……………	〈精 密 機 械 器 具〉	〈精 密 属〉
○34 その他の製造業	……………	〈そ の 他〉	〈そ の 他〉

産業3類型別区分

○印は生活関連・その他型産業 ◎印は基礎素材型産業 ★印は加工組立型産業

9. 統計表等に用いた用語

- (1) 従業者数 常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者との合計である。
- (2) 現金給与総額 常用労働者に対してきまって支給される給与と、特別に支払われた給与及びその他の給与の合計額である。
- (3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費（外注加工賃）を含めた総額である。
- (4) 製造品出荷額等 製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額を含めた総額で内国消費税額を含んでいる。
- (5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりである。

$$\text{ア. 生産額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末額} - \text{半製品及び仕掛品年初額})$$

イ. 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - 内国消費税額

ウ. 付加価値額 = 生産額 - 原材料使用額等 - 内国消費税額 - 減価償却費

10. 地域別区分

- (1) 北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
- (2) 中勢地域 津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡
- (3) 南勢地域 伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡
- (4) 伊賀地域 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
- (5) 東紀州地域 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

11. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「X」は2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。
また、3事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿を行った。
秘匿箇所がある場合は、他の内訳を集計した数と総数が一致しない場合がある。
- (2) 「-」印は該当なしを示す。
- (3) 各数を四捨五入又は切捨てすることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合がある。
- (4) 市町村名は、調査日現在での表章とした。
- (5) この結果の数字は、県において集計した概数であって、後日通商産業省から公表されるものと相違する場合がある。